
令和7年 第5回（定例）木 城 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和7年6月9日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和7年6月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員（9名）

1 番 矢野 哲也君	2 番 荒川 浩君
3 番 久保富士子君	5 番 桑原 勝広君
6 番 中武 良雄君	7 番 後藤 和実君
9 番 甲斐 政治君	10 番 中竹 義一君
11 番 眞鍋 博君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 日高 真衣君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君

環境整備課長	-----	長友 渉君	教育課長	-----	谷岡 潔君
税務課長	-----	平野 大輔君	福祉保健課長	-----	西田 誠司君
町民課長	-----	濱砂 光章君	産業振興課長	-----	藤井 学君
代表監査委員	-----	桑原 正憲君			

午前9時00分開議

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

なお、服装につきましては、本日、クールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。

早朝より議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の一般質問は3名の議員が行います。質問方式については、一問一答方式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をご覧ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（眞鍋 博） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番の質問事項については一問一答式により、3番、久保富士子議員の登壇質問を許します。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保 富士子君） 皆様、改めましておはようございます。

今日の木城町は、一日激しい雨との予報が出ておりました。今年は、梅雨入りが例年よりも早まったことで、大規模災害の発生時期も広がるのではないかと危惧をしております。町内におい

ても、大型化する台風の襲来や線状降水帯の発生による大雨、また、南海トラフ地震や日向灘沖地震が懸念される中で、災害の危険度は年々増してきているものと思われます。

それでは、今回は、この防災対策についてと、自治公民館についてお伺いしていきたいと思います。

まず、自治公民館についてであります。自治公民館とは、町に住む人が親睦を深めながら、豊かで住みよいまちづくりを目指して、自主的に運営している団体です。その中で、自治公民館を中心とした自治活動は、地域の絆を深めるとともに、まちづくりにおける重要な役割を果たしています。

令和7年3月には、本町の第六次木城町総合計画が策定されており、その中で各種団体の自主的活動の支援、活性化について明記されています。

本文を読みますと、現状として、本町では自治公民館が地域活動を担っています。しかし、高齢者の脱会や若い世代の未加入・脱会による加入率低下や新型コロナウイルス感染拡大、各種活動低迷による町民相互の交流機会の低下によって、これまでの活動が縮小・廃止を余儀なくされ、少子高齢化や組織離れなどにより、活動に支障が生じることが懸念されています。このような状況が進展することにより、町民相互の協働意識の低下は、防犯や防災・減災、環境整備活動などにも影響を及ぼす可能性がありますと表記されています。

近年、各自治公民館では、人口減少や少子高齢化、価値観の多様性やライフスタイルの変化に伴い、地区を脱退する住民が増加し、役員の成り手不足が進んでいます。

そこで、最初に、40か所ある自治公民館の現状と課題について質問を行います。

私は、令和元年6月議会で、町長に対してその現状について質問をした経緯があります。その中で、町長の任期中に各地区でNPO法人を設け、職員を派遣する新たなまちづくりの形の構想、制度設計を考えていきたいと答弁をされておりました。あれから6年ほど経ちますが、その後も自治公民館の加入者の減少や高齢化、役員不足が進み、地域行事や地域美化活動、自主防災活動など、自治公民館を中心とした自治活動の維持や公民館の運営、維持管理が困難になりそうな地域が出てきつつあり、事態は年々深刻化しています。そこで、NPO法人化の取組はどうなったのかお伺いいたします。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 自治公民館のNPO法人化、まだ全国でもやったことがありません。そういった意味では、第2期のマニフェストで、NPOによる自治公民館を公約で上げた一つであります。なぜ上げたかという、今、久保議員がおっしゃったことと全く同感でありまして、いわゆる私は少子高齢化、それから人口減少という社会現象の中で、3つの大きな課題といひましょうか、デメリットがあると思っています。

その一つは、地域活動の困難さが出てくるだろうということです。今おっしゃったように、地域活動の困難さということは、すなわち自治公民館活動であります。

それから、2つ目が価値観の多様性に対する対応の難しさ。昔みたいに同じ方向を向いている町民がいっぱいおればよかったのですが、今は十人十色でありますので、そういった意味では、いろんな意味で多様性の対応の難しさが出てきたなというのがあります。

それから、3つ目が、認知症でありますとか、社会的弱者への見守り活動の希薄化が出てくるだろうなと思っています。

多様性につきましては、今、インクルーシブタウン木城を目指しておりますので、総合計画の中でしっかり取り組んでいきたいと思ひますし、認知症や社会的弱者の見守り活動については、今般、誰一人残さない活動を今やっていますので、それでいこうと思っています。

話を元に戻しますと、やっぱり地域活動をどうするかが問題になってきまして、その意味では、私は、やっぱり昭和30年代に部落公民館として発足をし、それから昭和47年から今の形態、自治公民館制度になったところでもあります。この自治公民館制度も、もはや今は53年経過しております。当時、マニフェストを上げたときも50年近く経っていましたので、私自身は、やっぱり50年経てば、やっぱり何らかの制度にひずみとか、そういうのが出てくるだろうというのは思っていますし、また、特に自治公民館活動、今おっしゃったように、もはや加入率は70%台、そして近年は、特に自治公民館の未加入者、特に若い世帯の未加入者、それから脱会者が増えてきている状況、それから、新型コロナというパンデミックが起こった中では、アフターコロナ、もう結いの心でありますとか、一緒に何か行事をしましょうとか、小さく言えば、自治公民館活動も縮小されたり、行事が延期となつてずたずたになったことであります。それが元に戻ったのかといつたら、私は戻っていないと思ひます。

だからこそ、いま一度、やっぱり向こう三軒両隣、結い、それから絆、相互扶助の精神、そして共助、近助という面を引き継いだ新たな制度としては、自治公民館活動のNPO化が必要だという認識に今も変わっていません。

これにつきましては、所管課が教育委員会になりますので、教育委員会のほうには、NPO法人を含めた新たな自治公民館制度を調査、研究、検討してくださいということで指示を出しております。そういうことで、所管課であります教育委員会のほうから答弁をさせたいと思ひます。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 当初は、今、町長のご発言でもありましたように、自治公民館をNPO法人化し、地域の活性化を図っていくことと考えておりました。この自治公民館のNPO化、法人化については、自治公民館活性化支援事業に取り組んでいく中で、この法人化の在り方や設置のメリット・デメリットを含め、協議を重ねて検討してきたところでございます。

その結果でございますが、活性化にとって、NPO法人が一つの選択肢ではありましたが、現在、自治公民館の存在意義の啓発や各地域の特性を生かし、困り感に寄り添うなど、より迅速に対応できる自治公民館活性化支援事業を継続しているところであります。

今後も、この自治公民館の活性化、地域自治の在り方を新たなものとする活性化のために、支援の充実を図っていかうとしているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今、教育長が2番の質問まで答えていただきましたけど、町長のお話では、今後もNPO法人化、これについては調査、研究、検討されていくということでございますので、今後も自治公民館活性化支援事業、これを通してやっていただきたいと思います。

次に、今、2番目はもう教育長がお答えいただきましたよね。また、いいですか。そしたら、2番目の自治公民館活性化支援事業としての支援事業、これに取り組んでいきたいと答弁をされておりましたが、取組やその結果についてお尋ねいたします。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 少し詳しく述べさせていただきます。

先ほどからございます新型コロナウイルス感染拡大に伴い、減少、衰退してきました地域活動の活性化を目的としている自治公民館活性化支援事業は、4年目を迎えております。

この活動の中で、自治公民館活性化支援員を配置させていただきまして、公民館活動の事務的支援や大人と子供の交流事業支援、読書活動支援などの自治公民館独自の活動の活性化を支援しております。

さらに、各自治公民館で実施されております活動をこの支援員が取材し、ホームページや公民館通信での情報発信、情報提供を行うとともに、今日的課題である防災、先ほどもお話に出てきました。その防災・減災についての館長研修会を開催することで、自治公民館の存在や活動の意義の啓発を積極的に行いまして、その充実を図っております。

さらに、活性化のための新たな事業展開についても、プロジェクト会議の実施、また社会教育委員会議の中でも十分ご意見をいただきながら検討しているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 説明をいただきありがとうございます。

地域と行政をつなぐ目的で設置された地域担当職員、この制度の継続も私はその一つだと思っておりますが、最近、町民の方にお話をお伺いしたところ、地域担当職員制度も知らず、もちろん自分の地区の地域担当職員が誰なのかさえ知らない方が多くいらっしゃいました。

それで、地域担当職員制度の現状と地域担当職員が機能しているのかお伺いいたします。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 地域担当職員制度でございますけども、平成２８年度から実施をしまして、課長や議会事務局長等の管理職を班長としまして、職員を地域担当として配置しております。第１回の館長会におきまして、班長の紹介、そして名簿により担当職員を全館長に紹介しております。

地域課題に直面されている公民館長が課題解決に向け行動される際、その相談役、地域の応援団、地域と行政の架け橋として、この地域担当職員制度を活用していただいているところでございます。

これからの対応でございますけども、各公民館の行事等の情報発信をしておりますけども、その内容を担当職員としっかりと情報共有をするなど、一層地区への関わりが継続できるように取り組んでまいりたいと思います。

そして、地区の役員を担っている職員についてでございますが、自分の地区に配属させるなどの工夫もしながら、実施していこうとしているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（３番 久保 富士子君） 今、教育長がおっしゃったように、この地区担当職員制度、これはやっぱりなかなか難しい面もあると思うんです。一番最初、平成２８年に発足されたときには、職員さんが地区の方たちが地区の担当になって動かれたんですよね。私もちょうど２８年といたら、私が公民館長をやったときなんです。そのときには声をかけて、役員会からお祭りから総会から、ずっと関わっていただきました。町と本当に連携をして、パイプ役を担っていただきました。

その経験があるから、最近では地区に住んでいらっしゃらない方が担当になっているんです。今年からまた元に戻して、それをやられるということなので、期待をしていきたいと思っております。

それと、自治会は日本特有のシステムであり、これまでのまちづくりに一定の成果を出してきた社会資源であることは疑いの余地はないと思います。また、行政とのパイプ役、行政サービスの一端を担い、行政の効率性も図ってきました。しかし、社会構造が大きく変化している現在、今までのような自治会活動では立ち行かなくなっているのも事実です。

これらを踏まえて、４番になりますが、今後とも自治公民館活動を維持していくのなら、この自治公民館を必要とするのならば、どのような対策を取っていかれるのかお伺いいたします。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 自治公民館は、先ほどから出ております地域での住民主体の自治活動の中核をなす存在であると考えています。また、今後30年以内に80%以上の確率で発生が予想されております南海トラフ巨大地震への地縁的対応、自助、共助、近助にとっても大きな力を発揮する活動であると考えております。

しかしながら、生活形態の変化や価値観の多様化等により、都市部だけではなく、本町においても自治公民館離れが進行している状況が見られるところであります。

このようなことから、公民館活動の必要性について引き続き啓発を図っていくとともに、防災・減災、福祉、教育など、より具体的・実践的な活動との連携を進め、公民館活動の推進、充実に努めてまいります。

その中の具体的な一つとして、本年度、木城学園の児童生徒、一部学年ですけれども、公民館での活動を計画しております。その中で、自治公民館の存在意義などについて体感し学ぶ機会、その中では、子供たちだけではなく、その子供たちに発していただくサイン、また思い、それをそれぞれの全部の地域ではございませんけれども、幾つかの地域の中でその機会を設けて、お互いの意見交流をしながら、活性化に向けての一つとして取り組んでいこうというところでございます。

以上のことから、活性化支援事業をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今、教育長が言われたように、私も特に危惧しているのは、災害時の対応であります。地区を脱会し、近所付き合いが減ることになり、地域住民との連帯感が薄れることにより、災害時に支援が行き届くのか非常に心配でなりません。

災害時の対応については、次の質問でお伺いしたいと思います。

そして、もう一つの危惧は、高齢化が進み単身世帯が増える中で、孤独死も増加傾向にあるということです。孤独死は高齢者の問題ではなく、年齢を問わず誰にでも起こり得る社会全体のリスクです。だからこそ、誰もがつながり続けられる環境づくりが重要になってきます。

これからの行政や自治会の取組は、この地域に住みたいと思えるような環境づくり、これが重要ではないかと思われますので、行政と地域がお互いに連携し合い、知恵を絞り、知恵を出し合い、一人でも多くの住民が自治公民館活動に参加、協力いただけることを願って、次の質問を行いたいと思います。

それでは、防災対策についてお尋ねいたします。

洪水や土砂災害の防災対策については、基本的には各種法令に基づき国や県が担っており、市町村レベルでの対策、対応にはどうしても限界があります。そのようなことから、木城町においては、ソフト面において、2022年に総合防災マップを作成し各家庭に配布し、また、イン

ターネットのホームページ上での閲覧も可能となっており、災害に強い安全・安心なまちづくりに努力していただいていることには感謝を申し上げます。

そこで、今回の質問は、総合防災マップから抜粋して行います。

防災マップでは、地域の防災力アップのためには、個人の力で災害に備える自助とともに、地域での助け合いである共助による地域の防災力が重要になると記してあります。この共助こそが、自治公民館活動が中心になると考えられます。災害時の対応についても、この公民館活動が維持されなければならないと考えています。そこで伺いをします。

まず、1番の総合防災マップの各家庭での活用について、ただ配って終わりというだけではなく、町民が内容をよく理解して活用しているのか、現状についてどのように把握をしておられるのでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、お尋ねの総合防災マップであります。私は総合防災マップについては本当に素晴らしい防災マップだなと思います。今までにない大きな文字、それから、ふんだんに絵を使って文字も大きくしてあります。それぞれの災害ごとに分かりやすく示してあります。

ただ、今おっしゃったように、それを町民といいましょうか、住民が見て、例えば各家庭で、うちは台風のときは、もし水が出たら、私の地区だったら中椎木公民館かなと、それから地震が起きたらちょっと危ないので、例えばリバリスかなというふうに話し合うとか、あるいは、自分なりの防災意識を高めることが必要かなと思います。

ただ、おっしゃったように、多分見ていない方がおると思います。これにつきましては、防災マップを配布しただけでは駄目でありますので、それぞれ担当課のほうに、やっぱり随時これを使つての講習会でありますとか、あるいは地区公民館長会においても、防災マップを再度見ていただくようお願いをしていきたいと思っているところであります。

以上です。

詳細につきましては、総務財政課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） ご質問のありましたこの防災マップであります。一番は全ての災害等を想定した情報として、その知識と対策までまとめてありますので、町民の皆様には、平時から災害時における心構えや備えの事前準備として理解をしていただき、もちろんそのマップの中にありますマイ・タイムラインを作成されるなど、そういったもので活用をしていただけているというふうには認識をしておりますが、今後も町民への周知としまして、常日頃からの自助、共助、近助による防災意識を高めるという活動に対しましては、引き続き、広報誌やホームページ、SNSを使った情報発信をはじめ、様々な場面や行事、イベント等においても防災に関

する情報等をお知らせしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 木城町においては、先ほどからも言っておりますけど、人口減少に加え高齢者や単身世帯も増加しているものと思われます。マップを配布し注意喚起をした、それで終わりではなく、記載内容については防災士なども活用し、定期的に住民に説明、理解を得るようにしなければ意味がないと思います。

先ほど、町長も担当課長も言われましたけど、これからも情報発信、町民に対して活動とか、マップに対して知っていただくためにも情報発信をよろしくお願いします。

防災マップの中で5ページに洪水、土砂、これについて記載されているんですが、大雨などにより河川水量の増加や地中に浸み込んだ水分などが起因となり、大きな災害に発展する場合がありますと。事前に災害のメカニズムを理解し、身近に起こり得る災害に対応しましょうと記されていますが、これを読んで、説明はきれいにしてあって、私は分かりやすいと思うんですけど、このメカニズム、これをどれくらいの住民が理解して対応できると考えておられるのでしょうか。

防災マップを配って、あとは個人の責任というのであっては、安心・安全なまちづくりという看板が泣くのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） ご質問にあります5ページの内容について、まず、ご説明をさせていただきますと思いますが、ここのページでは、洪水・土砂における川の氾濫と崖崩れや土石流の起こる、いわゆる災害ケースを事前に周知しているものであります。中身についても、映像を使って分かりやすく災害の前兆を示しているということになります。

これは、氾濫の危険や土砂災害の前兆への気づきを事前に理解していただくために、表現としてそのメカニズムを掲載しているということになりますので、早めに避難をしていただくための参考にしていただけるものであるというふうに認識をしております。

あわせて、マップの中の12ページにありますように、マイ・タイムラインを作成していただく場合にも、土砂災害警戒区域や浸水区域にお住まいの方については、その警戒レベルより早く避難準備を進めていただくということと、併せて、日頃から備蓄品、非常用持ち出し物の準備を万全にさせていただき事前防災の意識づけや、自助の心構えが重要であるということは認識しております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 最近、防災について、コスモス通信でもよく行政のほうから言

われております。備蓄品とか避難のときの行動とかについても言われておりますけど、せっかくいい総合防災マップが出来ておりますので、これについても町民の皆様にも一度お知らせいただくように、先ほども町長のほうから情報発信していきますということでしたので、今後も情報発信のほうをお願いしたいと思います。

次に、心配なのは、ため池決壊についての記載、これがありますが、木城町には石河内山頂に大瀬内ダム、上部ダムともいいますが、この決壊については記載がなく、その規模や安全性から見て、私たちですら想像することが困難なものがあります。近年では、南海トラフ地震や日向灘沖地震に対する警戒が高まっています。町民の中にも、最近では大瀬内ダムの安全性について心配する声が聞かれます。

どうしてこのような大規模災害が予想されるにもかかわらず、上部ダム決壊については、この防災マップでは何も触れられておりませんが、それはどうしてでしょうか。災害は起こらないことを前提にするのではなく、起こるかもしれない、最悪のことを前提に対応を考えていく必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） まず、ご質問のありました、今回、大瀬内ダムということですが、本町には、小丸川流域の中に多くのダムがありますので、今回、大瀬内ダムに限らず、ダムの安全性については、基本的にダム建設時に国の基準やそれまでの知見等に基づき設計、建設をされているものであり、その後、その都度の現行の基準に照らして耐震性のチェックや評価を定期的に行い、安全性が確認されているということは、今回、大瀬内ダムに関しましても、九州電力のほうからご報告を受けているところであります。

ご質問がありますように、大瀬内ダムにつきましては、想定上でも、南海トラフ地震が発生した場合の最大震度を設定されておりまして、ダム地点で震度6強が想定されております。現在、その科学的根拠等に基づいた最大クラスの地震が発生しても、ダムの貯水機能には問題がないということも確認しておりますので、ダムの安全性からの決壊等に関する想定というのはないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今、国の基準に沿って造ってあるから安全とか、その安全性を言われましたけど、安全と言われていた東京電力福島原子力発電所、この例を見るまでもないことだと思いますが、安心・安全と言われ続けていたあの建物が、まさか地震と津波で崩壊し、放射性物質が漏れる危険度を果たしてどれだけの人が、住民が知り得ていたでしょうか。命の危険が脅かされる事態になる前に、私たち住民はその情報を知る権利があります。

そこで、決壊が発生した場合、今、安心・安全と言われましたけど、震度6強までは耐震基準を持ちこたえられるというようなお話でしたけど、万が一、それ以上の地震が起こった場合、決壊が発生した場合のデータの開示についてお伺いします。

木城町は、九州電力から災害発生においてどのようなデータが提供され、どのように把握されておられるのでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） まず、ダム管理体制についてであります。現在のダムの管理体制につきましては、監視カメラ、赤外線センサー、ドア開閉センサーを設置されており、24時間365日体制で監視を行っているというふうなことを確認しております。併せて、地震発生時には、現地での点検や計測データの確認を行い、その結果についても、国や県のほうに報告することになっていることも同時に確認をしております。

地震発生時の対応であります。まず、ダムの近傍3地点で計測を行っておりまして、震度4、またはダム設置の地震計で2.5ガル以上の地震が発生した場合には、直ちに臨時点検を行うということになっているということで報告を受けております。その際に、万が一異常等が確認された場合は、国や県の報告と同時に、本町にもその状況については報告をいただけるということについては確認をしているところであります。

そのほかのダムとしての日頃の備えにつきましては、ダムの漏水量の観測やダム変位を観測する機器で計測しております以外に、社員の目視による観測計や設備の点検を行うなど、万全の体制で管理をされているということで報告を受けているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今、担当課長が答弁されましたけど、それは九州電力が出されたダムの安全性について、この資料の中にも書いてありますけど、資料を読んでいると、これはほとんど想定内のことですよね、結局。私が聞いているのは想定外。想定外に、もし6強で収まって何もなかったとしたら、それはもうそれで本当にいいんですけど、国の想定が6強からここは7ということになっているんです。万が一その7、九電さんも、国の基準で造っているから大丈夫というような感じで言われておりますけど、もし想定外、想定外のことが起こったらどのような対応をされるのでしょうか。

私は不安をかき立てるために質問をしているのではありません。福島のことか、東日本大震災であのようなことが起こって、100%安全ということで造られておりましたよね。あれがああいう自然災害でひとたまりもなく壊れてしまったという現状を見て、私はこの上部ダムもやはり同じではないかなと思うんです。それがあから、だから想定外のことを想定して、私はや

らないといけないのではないかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 九州電力におかれましては、今、総務財政課長が申し上げましたように、いわゆる最大震度6強、もしくは7に対して、常に点検と、それから異常があればやっているということでありますので、今、予測される想定内と言われてもいいんですが、それについてはしっかりとやっているということで、想定外については、それは私はちょっと無理かなと思います。

どこまで想定外を認めるかといったらもう果てしないですね。私が思っている想定外と久保議員の思っている想定外は違うと思うんです。さっきの多様性じゃありませんが。

だから、今、九州電力としては、ダムの安全性については、南海トラフ地震で予測される最大の震度については大丈夫ですと。しかし、そう言いながらも3年ごとに、国、県の知見を交えてしっかりと点検を行っていますということです。

それから、通常の震度4以上、それから2.5ガル以上についても、そういった場合でもしっかりと点検、異常がないかをして、私どもに報告をするということになっていますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

ですから、想定外は人によって捉え方が違う。だから私も一律には答えられない。ただ、はっきり言えることは、今、最大震度であろう6.9とか7については大丈夫だということを言われています。

それから、参考までに、どうしてもダムの安全性について知りたいというのであれば、やはり九州電力のほうでの技術部、土木建築グループがダムの安全性については、いろんな説明会を開くのはやぶさかではないと聞いておりますので、またそういった意味では、勉強会等をされたらいいのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今、町長が答弁されましたけど、想定外、これは人によって違うと言われましたけど、じゃなぜ福島原発、あそこが事故に遭ったのかというのが、私はもう最大の想定外だと思っています。

九州電力から頂きました木城町の防災対策です。これについて、この中で九州電力の安全性について6ページで説明がされております。

地域に対するダムの安全性、大瀬内ダムは国が定める基準や知見で設計されていることや、先ほども言われておりますけど、知見で設計されていることや耐震性のチェックを行い、安全性を確認していること、また、南海トラフ地震が発生してもダムの貯水機能に問題はないことを確認していますと記されています。

しかしながら、安全に関しては、これは絶対ということはありません。では、なぜ国の安全基準で建設された福島原発、事故はなぜ発生したのでしょうか。また、国の原子力規制委員会の安全のお墨付きで再稼働が認められた各地の原発についても、立地周辺自治体に対して地域防災計画と避難計画、この作成を求めています。これはなぜなのでしょう。予想外のことが起こることは当然あり得る、だからではないのでしょうか。

もし、想定外が起こったときに、先ほど言われましたように、監視カメラで24時間365日監視しているとか、直ちに国や県に連絡するとか、私は大災害が起こったらこういう時間的余裕はないと思うんです。だから、私としては、今、町民にはそういうお話は全然されていないと思うんです。だから、町民に対して私は周知、こういうことがもしかしたら起こるんだよということを町民に対しては一言、周知していくべきではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃったように、想定外は幅があります。ただ、それを言っちゃうと、私は逆に不安をあおったり、どうかなと思います。

私たち人類は、この前もお話ししたと思うんですが、やっぱり考える輩と言われた動物であります。そういった意味では、いろんなことの実証、経験、知見を基にして、ダム安全性についてはそういったことでされてきているだろうと思います。

それから、南海トラフ地震も今回見直しがされております。その中でも、いろんなAIでありますとか、最新の技術を使って地形の構造であるとか、いろいろ分かってきたので変わってきています。だから、今現在では大丈夫だという知見とか安全性の下で私たちは生活をしているということ、それから、その中でいろんな技術が発達してきたので、見直しをしていきたいと思います。ということでしているということでもありますので、常に私たちは、いわゆる想定外と言われるものに対しては、そのリスク軽減を図っていく、努力あるいは知見でもってそれをやっていく、それしか方法はないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

ですから、今、九電のほうにもお願いというか、九電のほうは、最大震度については決壊しないということですので、そういうことです。ただ、国とか県の知見は、何回も検査を受けていますので、ご理解いただきたいと思います。

ですから、何でもそうです。交通事故もそうですが、起こさないと思っても起こるかもしれない。でも、リスクの対応はできるわけです。スピードを出さない、飲んだときは運転しない、当たり前ですが。それから丁寧な運転をする、歳を取ると夜間は運転しないというような、そういった取組がやっぱりリスクの軽減になるだろうと思います。それが大事だろうと思います。今から、あなたが運転していると交通事故を起こしますよという人は誰もいないと思います。それと一緒に思います。

私たちは常にやっぱりリスク軽減をしていく人間でありますので、常に見直しがかけられているということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今、町長が言われましたが、リスク軽減、このリスク軽減を図っていくことだろうと。この取組がリスク軽減になるということを今お話しされましたが、リスク軽減になるのであれば、町民にこの大瀬内ダムのことを周知されるべきではないかなと私は思います。

次に、能登半島地震は記憶に新しいことですが、能登半島、この地震は4つの活断層が動いたのではないかと意見や、新たな活断層も動いたのではないかと意見も出されています。これらのことから分かるように、断層についてはまだ不明な点が数多く存在すると言われています。

九州電力の資料説明によりますと、宮崎県には活発な活断層は発見されていないとされており、ないとは言われておりません。今後の精密調査などにより、どのような結果が出るか分かりません。想定外の事態に備えて、下流域の地域防災対策や避難計画の作成が是非とも必要ではないでしょうか。町長は、不安を与えるからというような感じのことを言われましたが、リスク軽減にはこれが私は必要だろうと思います。

次に6番目、決壊による土石流の発生量や氾濫区域及び下流域への到達時間と避難場所については、住民にとっては喫緊の死活問題です。想定災害データが提供されていないと、またこれは大きな問題になりますが、東京電力福島原子力発電所の災害事故以来、安全性について国民から厳しい目が向けられています。

木城町民は、言わば頭の上に危険なものが乗っかっているような、高低差がありますから、そのような感じが受けられます。それで、しっかりとした安全性が担保できなければ、私たち町民は納得できませんし、安全だ、安全だと唱えていれば助かる、こういう問題では私はないと思います。

また、資料の最後の締めくくりに、ダム情報の確実な提供に積極的に取り組んでまいりますと記されていますが、九州電力は、いつ、どこで、誰に対して説明を行っているのでしょうか。知りたければ来てください、こういうのでは情報の確実な提供に積極的に取り組んでいるとは言えないのではないのでしょうか。それでは地域住民の理解と協力は得られないのではないですか。確実に安全性が担保できるように、今後の対応や対策についてお伺いします。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） ダムに関するこれからの対策ということではありますが、今後もダムの適正な管理とダム情報については、確実な情報の収集と、宮崎県や九州電力との情報の共有、こういったところの連携はしっかり続けてまいりたいと思います。

今回、ご質問が大瀬内ダムということですが、冒頭申し上げましたように、この小丸川流域には上流から渡川ダムをはじめ、町内、松尾ダム、戸崎ダム、川原ダムがありますので、このダム管理も含めまして、適宜、雨量や河川水位の変化等の情報把握に努めるということと、警戒レベルに応じた避難情報を的確に分かりやすく提供するということに努めてまいりたいというふうに思っております。

したがって、ダムの決壊ということのご質問であります、町の対応としましては、基本的に、河川水位の上昇等を含めた避難レベルに応じた避難情報をどういうふうに発令するかということになってくるかと思っておりますので、併せて、周辺の町民の方におかれましては、様々な手段や方法によって積極的な情報の収集に努めていただき、まずは自分の命を守る自助の行動を取っていただくということが大切かなと思っております。

併せて、冒頭からありますように、地域やご近所で助け合う共助、近助の声かけ、安否確認、そういったもの、行政の支援に限らず身近な支援ということが大きな支えになるというふうにも思っておりますので、その点もお願いできたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 周知がなければ、自助、これは難しいのではないかなと思っておりますけど、原発の立地周辺自治体には、避難計画とか防災計画を国が作るように言っています。これは想定外の事態に対応するために言っていることで、原発とダムの違いはありますが、想定外が起こり得ることを考えたら、木城町も同じではないでしょうか。

最悪の事態が起こった時に想定していなければ、どこに逃げるかも分からないし、どのくらいの水量、水が高いところから流れてくるかも分からないし、もしかしたら土石流みたいな感じになって流れてくるかもしれません。私たちはどこに逃げたらよいのか、それすらもやはり周知をしていただいていないと分からないと思います。

原発事故後、国の安全基準では安全だからと原発再稼働を認めましたが、それに対して安全と言いながら避難計画を作れと言っています。このことから、絶対安全ということはありませんと国も認めているんです。町民に周知徹底するためには、避難計画や防災計画を九州電力と一緒に私は作るべきではないかと思っておりますし、地域防災計画と避難計画の作成は木城町が行い、自治体が行い、それに基づいた施設整備、これについては九州電力にお願いして、施設などを整備していただけたらいかがでしょうか。

次に、4月24日に小丸川水系河川整備計画変更原案、この概要説明会が国土交通省から行われました。私はちょうどその時に研修に行っておりましたので参加はできなかったんですけど、参加された住民の方たちにお話をお伺いいたしました。

悲しいかな参加者は1桁台というような話もお聞きしました。コスモス通信でも繰り返し繰り返し何度も放送をされていたのは私も聞いております。町民の方にお話をしますと、それでもやっぱり知らなかったというような声も聞いて、ちょっと驚かされたんですけど、それだけ町民の関心が薄れているということなんです。やはりここでは大きな災害が現在起こっていないので、町民の危機意識も薄れているのではないかと思います。

国土交通省の説明では、小丸川が増水した場合、越水危険度が一番高いのは中島地区ということです。この事実を行政として、近隣住民に対しては危険度などをしっかりと説明をしておられるとは思いますが、未だにちょっと認識されていない方もいらっしゃると思います。一人一人の人命がかかっておりますので、早期避難につなげられるように、対象地域住民と連携して、協働で動ける体制づくりが、今、この木城町で行われている誰一人取り残さないインクルーシブ防災につながるのではないかと思います。今後の対応をお伺いいたします。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、国土交通省は、30年ごとに計画を見直すわけですが、それが今年だったということで、先般、今、おっしゃったように小丸川河川整備計画変更についての説明会があったところであります。

一番私たちもおっしゃるように来てほしかったのは、やはり小丸川流域の方々をお願いをしたということで、公民館長さんにもお願いをしたところでありますし、また、コスモス通信にも流したところでありますが、残念ながら参加者が、本当は一番来てほしかった地区の方々が多かったという部分があります。でも、これはやっぱり、ある程度の私としては限界があるのかなと思っていますが、そう言いながらも、しっかりとこれからはそういった意味では、住民に対して情報発信をしていきたいなと思います。

そこで、小丸川が増水した場合、決壊を最悪するかもしれないと、それが一番予測されるのが中島地区ということでありました。ただ、だからといって国交省が手をこまねいているわけではありませんし、ご存じのように、今、小丸川、特に比木橋から下が対象河川でありますので、河床の掘削、それから川幅を今広げています。対岸のほうは、今、築堤工事をやっていますので、そういった意味では少しずつであります、やっぱり増水についての対策は取られていると思います。

昨今、美郷町で400ミリが降ったとかあります。いわゆる渡川のほうから水がずっと来るわけですが、意外と木城町で心配をしないと言ったら語弊があるかもしれませんが、以前と比べると、やっぱりそういった効果が出て、水位は下がってきていると思っています。

ただ、急流だということと、まだまだ川幅が狭いということ、今、いろいろと少しずつではありますが、年間的に随時そういった災害に備えての工事はされているということでリスク軽減をし

ていると、予防防災をやっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（眞鍋 博） 久保議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 大規模災害は、いつどこで発生するか、その規模も、規模の大きさも私たちには分かりません。想像もつきません。自然の脅威は本当に想像すら困難な場合があります。せっかくこんなにすばらしい木城町総合防災マップがありますから、起こらないことを前提にするのではなく、最悪の事態に備えて町民へ情報提供と周知徹底をしていただき、誰一人取り残さないインクルーシブ防災に努めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（眞鍋 博） 3番、久保富士子議員の質問が終わりました。

○議長（眞鍋 博） 次に、3番、4番の質問事項については一問一答方式により、7番、後藤和実議員の登壇、質問を許します。7番、後藤和実議員。

○議員（7番 後藤 和実君） 地区公民館についてご質問をさせていただきます。

地区公民館は地域にとって活動の場であります。コロナ発生期間においては、地区公民館も自粛し、人が集まることもありませんでしたが、活動が再開されるに当たり、地区公民館の重要性が増してきている状況にあります。このような中で、現在の公民館の実状について質問させていただきます。

まず、公民館は町内に何か所ありますか。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 現在、40の自治公民館には、37の公民館の施設、建物が存在しております。

建物のない自治公民館で総会などの会議を行う場合がございますけども、町有施設を利用されているところでもあります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7番 後藤 和実君） 私たちの公民館は、昭和30年代後半から40年代にかけて、学校とかいろんなとこの公共施設の建て替えに伴うその廃材を利用して地区公民館が建てられたものが多くなっていると思いますが、その数は幾らありますか。また、そのうち、耐震されているのは幾つありますか。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） お尋ねの40年前である昭和60年以前に建てられた公民館は26館です。新築及び改築での耐震工事による耐震化されている公民館は、全37公民館中18館でござ

ざいます。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7番 後藤 和実君） 地区公民館の集まる場において、施設の安全性は重要だと思いますが、高齢化の中、地区の世帯数が減少していますが、建て替え、または改修費用の高騰で、地区公民館では負担が厳しいと思いますが、町としてどのように考えていますか、お答えをお願いいたします。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 各自治公民館では、地域の集いの場である公民館を厳しい財政事情の中、管理、運営しておられます。このような中、高齢化による地区人口減、世帯数の減少が自治公民館の財政面での新たな課題となっております。

このようなことから、令和5年度より運営補助金の基礎額の引上げや、65歳以上の人口比を加味した増額を行ったところでございます。

現在、公民館の新築・改修には補助金を支給している状況ではありますが、高額な資金が必要となることや、建築資材の高騰などの社会的要因から、各世帯への負担の増加が予想されることから、現状を注視しながら対策を検討しなければならないと考えております。

また、コミュニティ助成事業や様々な補助金の活用を含め、各地区と協議しながら検討することも考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7番 後藤 和実君） 若い世代に限らず、地区での地区離れが多くなっているようですが、教育委員会としてはどのように考えられていますか。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 地縁的なつながりには、日常的な生活場面を共有するなど、その意義や加入のメリットを実感する取組が必要であると考えます。

今日、核家族化や生活環境の変化、地域活動の減少などから、地域内の個別化が進んできたところは否めません。このような中、想定を超える災害への対応は、地域で取り組むべき重要な課題であります。

このようなことから、さきの答弁でも申し上げましたように、木城学園の児童生徒の自治公民館での活動を実施することや、本年度、自治公民館連絡協議会と連携し、中・高・大学生を対象とした次世代の地域貢献人材育成を推進する活動を展開することといたしました。これに併せ、引き続き、地域の安全・安心を守る公民館活動の必要性について、より具体的・実践的な活動を

進めることで啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、今後も継続して関係課と連携しながら、転入者の方々にも加入のメリットを含め、啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7番 後藤 和実君） 5番の複数の地区を合併させてと書いてありますが、複数の地区を合わせて合同公民館を建設して、そこを複数の地区で利用するというような考え方を持っていけば、地区での負担も少なくなるし、後から入ってきた人たちが負担もせずに、従来は、やっぱり地区の公民館は地区で建てたから、その負担金を加入する時期に加入金を取っていた地区もあります。そういうことは、もう今の次世代には通用しないと思います。誰でも入ってこられるような方向にしていかなければならないと思いますが、複数の地区を、1つの公民館を地区地区で利用させていただくような方向性は検討できないものか、そこはどうでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 複数の地区を合併させることには、長年積み上げられてこられた地域の伝統やつながりを十分考慮する必要があると、そして、十分検討していく必要があると考えております。

議員のご提案のとおり、複数の地区が合同で活用できる合同公民館につきましてでございますが、地区の防災力の強化を目指した一つの方策として、自治公民館連絡協議会や対象地区との協議を重ねまして、現有施設の活用、そして地理的な条件を鑑みながら、検討していくことも大切なと考えているところでございます。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7番 後藤 和実君） 私がこの質問をした訳は、手前みそで悪いんですが、一向瀬地区は昭和43年か4、5年頃に、今のリバリスにあった開発青年隊の施設を解体して、一向瀬の公民館に移動したというか、改築したわけですけども、そのときは、やはり地区民一体となって、先ほど町長が言われたように、みんな方向性が一緒だったものですから、みんなが出会って寄附を集めたりとかいろんなことをして公民館を造ってきたわけですけども、それが現在の一向瀬公民館になっているわけですけども、この前からシロアリとかいろんなものが入ってきて、改築とか、シロアリ対策も考えないといけないと。その費用なんかが高騰な金額になっておって、地区では営繕費というの積み上げておりますけれども、やはりどこの地区でもそういうふうにしてお金の積立てはしてあると思います。でも、それでも足らなくなってくると、一つ心配しているのが、もう若い者が、そこまで負担はようせんから地区離れをしたいということがあっては

いけないという思いから、この質問をさせていただきました。

2 番目に、町営墓地のことを質問させていただきます。

町営墓地についてですが、時代の変化により、最近は墓じまい、永代供養などが多くなっています。昨年の 12 月に、条例の改正で墓の使用許可を得た人は、3 年以内に墓を建てることになっていますが、まず町営墓地は何年に開設されましたか。

○議長（眞鍋 博） 町民課長。

○町民課長（濱砂 光章君） 中川原公園墓地は昭和 51 年に建設をされております。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7 番 後藤 和実君） 町営墓地の数と、今現在空いている墓地の数は幾つありますか。

○議長（眞鍋 博） 町民課長。

○町民課長（濱砂 光章君） 中川原公園墓地は全 126 区画あり、現在、1 区画空いております。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7 番 後藤 和実君） その 1 区画の中に、空いている墓地を抽選する、これは何か所か集まらなないと抽選しないのか、1 つでもあれば抽選するのか、そこ辺はどうなっていますか。

○議長（眞鍋 博） 町民課長。

○町民課長（濱砂 光章君） 現在、1 区画返還があっております。返還があったものについては、随時公募を行う予定で、6 月末を予定しております。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7 番 後藤 和実君） 家族形態により、墓じまいとか永代供養の増加が考えられますが、木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の中に、返還された場合、現状に復さなければならないというのは、どのような確認をされているのか。

○議長（眞鍋 博） 町民課長。

○町民課長（濱砂 光章君） 近年、町内でも少子高齢化や核家族化を背景に、お墓の継承者が将来のお墓の管理を懸念して、自分たちの代で墓じまいをするケースが増えております。

中川原公園墓地でも、数件、墓じまいをされております。墓じまいの手続は、木城町営墓地の設置及び管理に関する条例第 11 条の規定により、現状回復後、届出をして返還となっております。

現状回復の確認につきましては、事前相談や届出後に速やかに職員が現地調査を行い対応しております。

○議長（眞鍋 博） 後藤議員。

○議員（7 番 後藤 和実君） これは答えなくてもいいんですけども、質問以外のことですが、墓によっては荒れている墓が町営墓地はあります。墓標が見えないとかそういうこと。地区

の墓地はきれいと、やっぱり近い人が来てから管理をされています。やっぱり町営墓地の場合は、もう今になってくれば、やっぱり町外に出て、帰った時しか墓に参らないとか、もう音信不通のところもあるかと思います。こういうのを、今後やっぱり町で検討してもらって、僕たちが見たところは、もう墓の名前すら分からなくて、藪になっておりますけども、その真ん中に我が家の墓があるわけですけども、やっぱり隣近所に迷惑をかけないような方向で、町としてはシルバー人材センターにお願いして草刈りとかそういうのはしていますけども、人の墓地までは手は届かないと思いますので、そこ辺のことを、今後は墓地の使用者とかそういう方に、何らかの手続きを取ってもらって、しっかりと管理をしてもらうような方向でないと、やっぱりいけないんじゃないかなと私は思っております。

これは答えなくてもいいんですけども、今後、町として、町民課は町全体として考えないといけないかと思っておりますので、そこ辺の検討をよろしくお願いいたしまして、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（眞鍋 博） 7番、後藤和実議員の質問が終わりました。

○議長（眞鍋 博） ここで10分間休憩をいたします。

午前10時15分休憩

午前10時24分再開

○議長（眞鍋 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、6番、7番の質問事項については一問一答式により、5番、桑原勝広議員の登壇質問を許します。5番、桑原勝広議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） それでは、一般質問させていただきます。

南九州が5月16日、観測史上早い梅雨になり、昨日からうっとうしい日が続いております。30年以内に起こるであろうと言われる南海トラフ巨大地震が、未だ起こっていないことに感謝の念しかありません。準備がまだ不十分であるからです。

3月末の国の南海トラフ巨大地震の新たな被害想定は、能登半島地震やこれまでの防災の取組データを反映させた結果想定として、事前の対策や避難を徹底すれば被害を減らせるとともに、行政の対応と国民一人一人の備えが求められています。

国の被害想定は13年ぶりに見直され、宮崎県の死者最大3万9,000人、30センチ以上の浸水区域が1割拡大したと発表されました。

今までの木城町の被害想定は、震度7の場合、人的被害は死者が約60人、負傷者約200人、建物被害として全壊棟被害が890棟、半壊棟被害が710棟と想定されていました。

今回、３０センチの浸水区域が拡大したということで、これを受けて、町内被害想定予測は変更があったのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 南海トラフ巨大地震の被害想定については、今年の３月に国から発表された段階でありますので、宮崎県も今これを受けて、それでは宮崎県の場合はどうかとか、あるいは各市町村ではどうかというのは、まだ、今、策定中だとお聞きをしていますので、被害状況等は変わりません。

ただ、全般的に言わせていただきますと、２０１２年に想定をされた南海トラフ地震の被害想定と、１３年後の今年２０２５年の被害想定を見ますと、死者数は減っております。それから、建物火災も減っています。津波で亡くなる人も減っています。地震火災で亡くなっている人も減っています。それから全壊棟数も減っています。ただ、増えているのは避難者数と、それから経済的な被害が増えています。

ですから、やっぱり今般は、前回の見直しのときに、その間にいろんな災害が起こりましたので、その災害、あるいは先ほど申し上げましたが、技術が進歩してきましたので、ＡＩを使つての予測とか、いろいろ地形も、今回、地形構造も踏まえてやられていますので、そういった意味では、しっかりしたものが出されているなと思っていますが、先ほど申し上げましたが、被害想定については、宮崎県木城町についてはまだお聞きをしていません。分かり次第、情報提供をしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） 分かりました。

また、政府は住宅耐震化率、家具の固定化率がそれぞれ１００％になれば、全壊棟数と家具の倒壊、落下物による死者数を７０％は減少させるという報告書を出しています。しかし、なかなかその目標に対して低い値であるということも事実であります。

本町でも、第六次木城町総合計画の中で、木造住宅の耐震化率が令和５年度７９．５％に対し、令和１１年度目標値が８０％になっています。６年間で０．５％アップと低いアップであります。困難な問題であることが伺えます。

昨年９月の定例会議の中で、町内の昭和５６年５月以前の建物が６９０棟ありまして、その内６８５棟が何らかの手が打てていない状況でありました。その後、２、３棟が改修されたと思いますが、残り６８０棟あたりの建物はどう注意を訴えていくのか、それと、また、以前の９月の議会の町長の発言の中で、安心して住むためには木造住宅の耐震化と家具の固定しかないと、引き続き町民の方にも訴えていくとおっしゃっていますが、家具の固定化率についてはどの

くらい進んでいるのか、現状を踏まえた上で、町長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（眞鍋 博） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） ご質問にありました建物、昭和56年以前の建物の耐震改修がありますが、耐震改修につきましては、地震災害から命を守る取組として、大変重要であると認識しております。

本年度からは、耐震改修に伴う補助金の上限が、従来の100万円から115万円となり、近年の物価上昇を反映するなど、制度の見直しも実施されたところであります。

広報などの取組としましては、9月議会でも申しましたが、テレビCMやラジオなどを活用して、多くの方に補助制度を知っていただけるような取組を、国、県において実施されております。

町としましては、行政事務連絡員会での補助制度の周知や、地震災害が発生し、皆さんの防災に対する意識が高い時期や定期的にコスモス通信等を利用して、広報活動を実施しております。併せまして、過去に耐震診断を行ったが、耐震改修が行われていない方を対象に、耐震化の啓発文書の送付を実施いたします。

また、問合せがあったものにつきましては、要望があれば戸別訪問を行うなど、丁寧な説明に努め、今後も事業の推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） いつ起こるか分からない地震に対して、一步踏み込んだ形で答弁いただきましたが、事前の準備で被害が減少されることができれば、昭和56年5月の建物補強とか、家具の固定については義務化する政策も必要ではないかと、そこまでやれば減らせる災害かなと思いますけども、だから、各家庭の各部屋から外部への避難通路の確保の確認とか、そして、その次の備えを考えて実行していくことが大事ではないでしょうか。そのあたりもまた検討のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、政府は、地区住民の自発性、内発性を軸としながら継続的に活動していくことを基本にしながら、国民一人一人の備えを求めています。本町でも自主防災組織の編成を、町長が公民館長会等での呼びかけを行ってもらっています。37地区中、今現在が7地区、1地区が申請中で、地区コミュニティの結束が非常に大事になってくる今日であります。この自主防災組織編成について、各区長さんだけでいいのか、ほかに人材確保すべきことはないのかと、誰にどう働きかけていくのか、今後のことを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） やはり減災、防災をする、それから自分の命は自分で守るとかそういつ

た部分で、今おっしゃった自主防災組織というのが一番だろうと思っております。

自助、共助、公助で助かった人の割合、先ほども言いましたが7対2対1であります。自助が7割、それから2割が共助、それから、役場とか消防とか、自衛隊が来て助けてくれるのは僅か1割であります。だから、ほとんどの命は自主防災組織、あるいは自分の命は自分で守る、あるいは自主防災組織で守ってもらえば、ほとんどの方は大きな災害が来ても助かるということでもありますので、そういった意味では、自主防災組織をしっかりとやっていきたいなと思います。

それから、例えば中樞木でありますと大変大きな組織になりますので、そういった部分では、小さな小部落がありますので、そこでも私は構わないのかなと思っております。いずれにしても、今、桑原議員もおっしゃいましたように、やっぱり自主防災組織は大事でありますので、それは推進していきたいと思えます。

総務財政課長のほうから、詳細についてはお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） まず、現在の自主防災組織につきましてですが、昨年度まで7組織でありましたが、今年度4月に1組織が組織化されましたので、現在8の組織というふうになっております。少しずつですが組織化にはつながっているものというふうに思っております。

ご質問のありました誰にどう働きかけていくのかということでありましたが、自主防災組織内のやはりリーダーの育成が重要かなというふうに思っておりますので、その支援の方法や防災士等の活用も含めて、今年度から実施をしておりますインクルーシブ防災事業においては、いわゆる共助、近助の部分についても積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） 次に、東日本大震災から、先ほど言われています公助、自助、公助の限界とともに自助、共助の重要性が認識されています。

住民が自助・共助によって作成する地区防災計画制度が2014年4月の施行で、災害基本法改正により創設されましたけども、そこで訴えられてもう11年目になります。もうそろそろ地区での防災について考えなければいけない時期に来ていますが、地区防災計画が作成されている地区は、今、自主防災組織が8地区ですので、それ以上ないと思うんですけども、今後出てくると思うんですけども、作成されている地区というのはあるんでしょうか。そこで、現在も地区防災計画どおりに毎年活動されているのでしょうか。そのあたりの状況がまた分かれば教えてもらいたいんですが。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 現在、自主防災組織を含めてもになりますが、地区の防災計画

を作成されている地区はございません。

この計画が進まないといえますか、地区防災計画が作成されていないところについては、今後、専門家の指導、助言等もいただきながら、自主防災組織の活動に働きかけ、地区防災計画づくりにつながる準備として、一体的に支援していきながら進めていきたいというふうに思っておりますが、もともと地区防災計画は、その地区防災活動の体制の構築につながるというものでありますので、各地区の自発的な取組も必要かというふうには認識をしているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） この制度があまり普及されていない原因はどこにあるかと考えたとき、先ほど言ったように地域の人材育成がなされないことが大きい原因であると思います。

町では防災士資格取得の援助を行っているんですけども、現在84名の方が木城町におられて、地域を守りたい人たちであります。令和3年6月の一般質問の中でも、この質問に対してはまた質問していますけども、あれから防災士の各地区のリーダー派遣とかの問題は3年間そのままの状態で、各人の自主性に任せてあるような状態であります。しかし、自主性をお願いしていても、なかなか前に進まないのが実態であります。

地域の防災組織の向上のためにどうしたらいいかと、適時適切に町長メッセージを繰り返し発言していただいていますけども、なかなかそれに実っていないと。今後、時間がないような感じもしますので、スピード感を持ってのことになっていかなければと思いますが、町長の考えを再度、決意を伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 防災士の資格を持った方々が町内に大分いらっしゃいます。その中で本当に一生懸命養成講座に行ったり、日々の勉強、研修会に行かれたり、あるいは地区でいろんな相談事とか、あるいは自主防災組織を立ち上げて、その中で一緒に活動されている方はごく僅かです。

そういった意味では、防災士を義務付けているわけではありませんので、そういう方々に1人でも2人でも多くの方々が自主防災組織の立ち上げに協力をしていただければなと思っていますし、そういった方々が、いわゆるいざという時の頼りになるパートナーになっていただきたいという思いがありますので、そういった部分につきましては、リーダー派遣という意味も含めて、防災士の資格者については、再度、私どもの方からお願いといいたいでしょうか、そういうのをしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） よろしくお願ひいたします。

次に、地区防災計画書の中身について伺います。

地区防災計画書の中で被害想定をしていくわけですが、国が考えているのが、死者数最大になるのは風速８メートルの冬の深夜にマグニチュード９クラスの地震が発生した場合と設定しています。木城の場合は、これに加えて大雨が降り、上部ダムが、先ほど上部ダムの話もありましたが、ダム関係が小丸川上流にたくさんありますので、崩壊した場合の複合災害を考えなければいけないと思いますが、およそ２４、５年前に台風によって小丸川の水位が上がったことがあります。堤防決壊寸前までいって、高城橋、比木橋が通行できなくなり、対岸に行くのに国道の１０号線の橋を渡ったことを思い出しました。

まさにあの状況で地震、津波が発生したらどうなるのだろうかと考えますと、恐ろしい気もするんですけども、しかしそれは想定外のことでなくて、想定内になると思います、これは。この起こり得る災害というのが、地震、津波、洪水、河川の氾濫、土砂災害でありますけれども、本町は津波を軽視している考え方がちょっとあるのかなという考えがあります。

高鍋町の海岸から大分離れておりますので、その考えが出てくるんだろうと思うんですが、小丸川を遡る津波もあるのではないのでしょうか。高速道路の堤防を橋で軽減されたとしても注意すべきではあると思います。

そうすると、南海トラフ巨大地震の被害想定の中で３０センチの浸水区域が一部変更になった、高くなったということをお聞きしていますので、先ほどから出たように、ハザードマップとの水位がぎりぎりの指定避難所もあります。

私が今住んでいる高城の町公民館なんですが、そこがとても気になりまして、今後、先ほどからまた県のほうの策定ができていないということで、今後出てくるということなんですが、私はぎりぎりの地域なものですから、その辺の考え方をまた町長、分かればお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 浸水想定区域の件であります。まず、現在の土砂災害洪水ハザードマップ、これにつきましては、現段階で最大の浸水想定で行っておりますので、そこにかかります指定避難所、指定緊急避難所等についての設定に特に問題があるというふうには思っておりません。

また、災害時の指定避難所並びに指定緊急避難所の開設につきましても、その災害の内容、それと洪水、河川の氾濫予想、そういったものによって、併せて土砂災害の場合もありますが、その都度、開設場所の判断をしていくという形を今取っておりますので、より安全な場所を選定して、避難対象者数や避難者の範囲、対象者の状態によって指定避難所等の振り分けを行うという

ふうに行っておりますので、そういう点では、設定上の特に問題はないというふうに認識をしているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） 地域防災計画をつくる段階で、台風、大雨のときは洪水による避難ですけれども、これは現在の気象予想の発達によって、３、４日、５日前から予想がつきます。先ほどから出ているマイ・タイムラインというのを計画することが可能なんですけど、地震発生ときは、このタイムラインというのは難しいと思います。

過去に起きた南海トラフ巨大地震では、時間差において大きな揺れが続く事例がありました。震源地自体が同時に活動する全体割れ、震源地が東西どちらかで起こる半割れというのが起きております。半割れが起きて、遅れて反対側が発生するケースでありますけど、この半割れが、もし東のほうで先に起きれば、２４時間とか、もしくは１年余裕があるかもしれないということなんですけど、予想することはできないということです。

先ほどから言っています地震発生から、小丸川を津波が遡る時間というのが分かりませんが、高鍋に発生から到着時間が約１５分と考えれば、その間、家から出て、高台まで避難することになります。このとっさの判断状況で地域全員の安全避難を完了させることが重要になってきますが、小丸川を境に、椎木地区、高城地区、川原地区、石河内地区、中之又地区等、それぞれの避難訓練を繰り返し繰り返し行わなければならないと思いますけども、今後、各地域ごとの避難訓練を今までやったことはないと思いますので、今後こういう形でやるべきじゃないかと思うのですが、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃったように、予防防災、それから減災のために、やっぱり繰り返し、学校教育と同じように繰り返し繰り返し正しい情報、正しい知識でもって訓練等をすべきだろうと私も思います。

ただ、正しい情報については、今、刻々と変わってきています。先ほど言いましたように、２０１２年に想定した南海トラフについても今般見直されています。その中では、私もびっくりしたんですけども、高鍋町の到達津波高さ、かつて１６メートルとか１７メートルと、最初１２年の報告でなっていたのですが、新しい情報によりますと１１メートルと下がってきております。それは多分、さっきから言っているように、地形構造とかそういったものが進んだ結果だろうと思いますし、１メートルの津波が押し寄せる時間というのは２０分とされています。

そういった意味では、木城町は直接的な津波被害は私はないと判断しておりますが、また専門家の方々とこのあたりしっかりと確認をして、防災訓練等を行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） 防災訓練等を実施して、また私どもも協力していきますのでよろしくをお願いします。

次に、令和３年に災害基本法改正において、災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障害者等の避難行動要支援者の避難支援等を実効性があるものとするために、要支援者一人一人に避難先や一緒に避難する人を記載する個別避難計画の作成を町が進めなければならないということが位置付けされました。

昨年から、木城町インクルーシブ防災事業が開始されましたけども、避難することによって一人も取り残さないというコンセプトで行っていくと聞いております。今後、どのような方向に展開されるのか具体的に決まっておれば、説明していただきたいんですが。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） ご質問のありましたインクルーシブ防災事業につきましては、今年度から本格的に実施をしております。

この事業につきましてですが、現在、同志社大学社会学部の教授であります立木茂雄先生にご支援をいただいております。立木先生がご提案されています誰一人取り残さない福祉防災の実現を目指していくということで、具体的には、ご質問のありました避難行動要支援者の個別避難計画の作成を基本にしております。併せて、本町独自の災害時に利用する災害時ケアプランを事前に作成するという事で、対象者一人ずつの避難訓練や避難誘導の実施まで行うということを目的にしております。

対象者が数多くいらっしゃいますので、各ステップごとに完結をするのには３年ほどかかるものということで、一応、今回の事業は３年間を目標にして実施するというものであります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） そこで、施設に入居される人は施設ごとの避難計画がされると思いますけども、地区にいられる在宅介護の高齢者の方、障害者の方については、地区防災計画の中で考えなければいけないと思っています。

ここで問題になってくるのは個人情報の保護であります。避難行動要支援者名簿の作成とか、各自治体で苦勞されると思いますけども、本町では、まず避難行動要支援者名簿は作成されているのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） ご質問の避難行動要支援者名簿につきましては、現在作成をし

ております。本町の場合は管理システムを導入しておりますので、そちらで登録して、管理更新を行っているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） 行政が持っている避難行動要支援者名簿を各地区にどこまで下ろせばいいのか、その情報がないと各地区の防災計画には織り込めないと思いますけども、今後の町長の考えをお聞きしたいのですが。下ろせるのか。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 現在の避難行動要支援者名簿の名簿情報等の取扱いについてありますが、ご質問ありますように、個人情報保護法等の関係性もありますが、現段階では、この必要な情報につきまして、避難支援等関係者に対しての情報提供ができる場合に関しては、本人等の同意を得てというふうに規定をされているところがありますので、取扱い的には現状ではそういう形になろうかなというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） それにつきまして、福岡市の取組では、避難行動要支援者名簿の作成については、該当する全てを載せた全体名簿と、避難支援者関係者に情報提供できる同意した人、もしくは意思確認時に返事がなく同意とみなした人を載せた同意者名簿の２種類を作成しているみたいです。

平常時は、この同意した名簿を避難支援者等の関係者に提供して、日頃から見守り活動、個別避難行動に活用しているということです。災害時には、全体の名簿を本人の同意によらず提供することができるかとされて、安否確認に役立てるということでもあります。

この避難行動要支援者名簿を避難支援者等の関係者に提供できることを、個人情報の条例改正も視野に入れて、今後、検討していただきたいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） やっぱり個人情報保護法というのは重いものがあります。災害時とか何かあったときに、やっぱり情報提供したいなと思いますけど、それをするのはなかなか無理だというのが現状であります。今言われたのは災害対策基本法を念頭に置かれていると思いますが、ここが一番、首長にとっては、やっぱり災害対策基本法に基づいてしなくちゃいけない、一方では、個人情報保護法という壁がありますので、そこをどうするかというのは難しい問題だろうなと思いますが、特に今は、先ほど言いましたが、多様性の社会でありますので、１０人中９人が

いいよと言っても、1人が反対すればなかなかという部分もあります。ですから対応が難しいと言ったわけではありますが、今般、インクルーシブ事業で個別避難計画をつくっていますので、私たちとしては、できるだけ一人でも多くの方々が情報提供に同意をしていただく、本人の同意を求めているなと思っております。

ただ、災害基本法では、先ほど言いましたように、本人の同意なしに避難支援等関係者に対して名簿情報を提供できると書いてありますので、その部分についてはしっかりとした関係者、関係団体に対して情報提供をするということになろうかと思います。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） 今回、この問題は今はまだ起こっていない南海トラフ大地震に感謝しているわけですが、ただ地区防災、先ほど言っている地区自主防災組織編成とか地区防災計画というのは、作ることが目的ではありませんので、この地震、暴風災害から町民を守ることが一番の目的であります。

今後、みんなで考えていかないといけないのは、もっとスピード感を持っていくことになっていかないと間に合わないんじゃないかという気がします。よろしくお願いいたします。

次に、本町の水について質問させていただきます。

本町の水は消毒がしてあっても、水道水の蛇口をひねればおいしい水が流れてきます。当たり前のように思っていたのですが、そのジnkスが破れそうであります。

発がん性の指摘されているフッ素化合物、PFASが、全国11都道府県で44件が国の基準の50ナノグラムマイリッターを超えて検出されました。令和7年3月には、新田原基地の井戸から560ナノグラムマイリッターが検出されて大騒ぎになりました。

県も昨年1月から県内の河川、地下水の緊急調査を行っていますが、15か所の井戸から基準値を超えたのが報告されています。自衛隊施設のPFASの検出が相次いでおります。これは全国でございます。基地でも泡消火器が原因の可能性が指摘されています。

このPFASというのは、油・水をはじく界面活性剤でありまして、撥水剤とか消火剤、フライパンのテフロン加工とか、食品包装紙の撥水加工に利用された物質であります。幅広く私たちの生活に密着している素材でございます。このPFASは、沸騰消毒しても普通の菌であれば除菌できるんですけども、沸騰消毒しても除菌できない物質で、現在では浄水器の利用のみということを知っています。これで約70%は除去できるそうです。

そこで、県は去年、検査を行ったということなんですけども、本町付近では検査を行った実績があるのか、その結果はどうであったのか伺いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） P F A Sについて、今おっしゃったように発がん性が指摘される、いわゆる健康被害を及ぼすであろうという有機フッ素化合物であります。

ですから、それについては、やっぱり健康被害不明の中で、しっかりと予防原則の面ではしっかりと検査をしていく。そして、住民に対してリスクコミュニケーションをしっかりと行う必要があると思っています。

そういうことで、本町におきましては、もういち早く令和6年度から、新聞発表がなされる前から、いわゆるP F A Sについては関心を持っていまして調査を行いました。そして、県においても、昨今、今年度から検査をするようになっていきますので、そういった部分では、もう木城町としてはいち早くP F A Sの検査を水質の検査の項目に入れてやっているということで、ご理解いただきたいと思います。

詳細については、環境整備課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（眞鍋 博） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） ご質問にありました県の水質検査の結果でございますが、県のホームページにおいて、県内河川等における有機フッ素化合物の調査結果が公表されております。令和6年1月から、県内全域の河川や地下水における存在状況を網羅的に調査した結果の公表であります。

河川の調査状況では、95地点全ての地点でP F O S及びP F O Aの暫定指針超過はありませんでした。町内では、小丸川高城橋付近での調査結果が記載されておりますが、0.3未満となっております。

地下水については、これまでの報道にもありましたように、西都市及び新富町で暫定指針を超過する結果が公表されておりますが、木城町内での調査はありませんでした。

近隣市町で、西都市、新富、川南、高鍋町の結果が公表されておりますが、川南、高鍋は、いずれも暫定指針値以下となっております。

基準値を超過しました西都市、新富町においては、基準値を超過しました周辺以外では基準値以下となっているようであります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） 先ほど、町長のほうから町内の水源もやられているということを知りましたので、そのほか、中原地区とか平野部以外の水源地、これはどうなんですか。川原、石河内、中之又、谷内地区というのは水質検査をやっていらっしゃるのか伺いたい。

○議長（眞鍋 博） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） 簡易水道事業につきましては、中央地区、川原、石河内を調査

をしております。全ての水源において調査を実施しまして、いずれも暫定指針値以下となっております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） 上水道は問題ないということでございますが、実際、町水道以外で飲料されているところもあります。例えば、谷内地区、これは谷から水を引っ張ってやっている方がいらっしゃいます。それとか、井戸水を使っている、飲料水ではないけども井戸水を使っている方もいらっしゃいますので、どうやって警鐘を鳴らすべきじゃないかと思うんですが、というのは、井戸水関係で野菜等を洗っている方もいらっしゃると思います。範囲を今後広めていただいて、安全確認ができる形で警鐘を鳴らしていただけたらいいかなと思ったものですから、質問させていただきました。

先ほど言いましたように、２０２６年４月から水質検査を義務化する方針を国も取っていますので、飲料水については問題ないと思いますけども、井戸水、山水の水という形の部分をできればそういう形でやっていただければ助かると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） 井戸水等の水質検査ということでございますが、町で整備をしております地区水道が中之又、春山、栢ヶ八重等にもございますが、そこについても町民課のほうで水質検査は実施をされております。いずれも水質としては暫定基準値以下であったというふうに確認をしております。

個人の井戸水の利用についてですが、言われましたように、利用形態が雑用水であったり飲用水であったり様々でございます。また、地下水を利用しております本町の水道、水源の調査結果でも暫定指針値以下となっておりますので、町として個人の井戸水の検査は現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（５番 桑原 勝広君） 個人の井戸に関しては、本当であれば個人がやるべきだと思うのですが、そのあたりの警鐘という形も、起こる可能性があるかもしれませんよということを一回はやってもらうのがいいんじゃないかと思います。ただそれを税金でやるのか個人にするのか、本当であれば個人がやるのが当たり前と思っています。それでも警鐘だけでも流してもらえればいいのかと思います。

次に、江藤医院の保存・利活用事業についてお伺いいたします。

今回の議会において、令和７年度木城町一般会計補正予算の施策の中で、旧江藤医院の建物外

構の設計予算が上がっていました。再度確認させていただきたいのですが、旧江藤医院の建物については、文化財の価値も高くない、将来的にも維持管理がかかり、保存・利活用については、以前、議会のほうでも請願書があった折に、その維持管理費がネックになって却下したいきさつがあります。

昨年、旧江藤医院の保存・利活用について伺いましたとき、都城の提案者の内容について、測量、事業計画等を作成してワークショップ等も開催し、町民の意見も吸い上げながら、よりよい江藤医院の保存・利活用についてやっていきたいと言われていました。

この土地建物を譲り受けてから、2、3年以上たっていると思いますけども、建物腐敗も大分進んでいるのではないかと思います。アライグマ等の鳥獣のすみかになっているということも話を聞いています。この保存・利活用について不安もあるのも事実であります。

保存・利活用について決定された町長の判断の決め手になったのは何だったのでしょうか、伺いたと思います。こういうマイナス面もあるんですが、それを改めて利活用をしていくということに決定されたことについてちょっと聞きたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 一般的に言わせてもらえば、町内にある歴史的な資源、それから先人たちが残した歴史や文化、そういった価値のあるものを利用した取組は、関係人口でありますとか、交流人口を増やすツールの一つでありまして、にぎわいを創出し地域活性につながるものと思っています。

お尋ねの江藤医院につきましては、重要有形文化財とかそういうものじゃなくて、文化庁の調査官の所見であれば、近代における地方の医療の在り方という面では非常に興味深いものがあるというようなお言葉をいただきました。ですから、先ほど言いました文化的な価値もありますよと、ただし国が指定するような、あるいは県が指定するようなものでありませんよということでありましたが、私どもとしては、せっかく頂いた県内で初の女性医師の医院でありますし、またその面影も残っているということを踏まえて、今般、旧江藤医院の保存・利活用については、やっぱり地域医療の病院の中核を成していったということ、それから歴史ある建築外構を一体的に活用してまちづくりに生かすということを目的に、今般、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第二世代交付金に手を挙げて募集をいたしました。

その結果、今、事業採択、交付決定をいただいておりますので、これから旧江藤医院の跡地利用について進んでいくものと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） 国の予算もついたということですが、今後、どのような方向で考

えていかれるのか、問題になるのは建物の保存でありますので、まだ建物として診療棟、病室棟、居住棟がありますけども全部残すのか、例えば2棟だけ診療棟と今言った医療関係の拠点としての診療棟を流用していくのかということを、今後、計画になると思いますけども、残ったものを地域に貸し出してもらえるのか、今後、利用していくためにどういう形で考えていらっしゃるのか、分かる範囲で結構ですが伺いたいんですが。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 今後の計画等についてということですが、ただいまご質問の中にありましたように、今議会において補正予算として、建物及び外構に係ります基本実施設計の委託料を計上させていただいております。

今後、それに基づいて、いわゆる建物、外構も含めたハード部分の設計が進むということになるかと思っておりますので、現在提案をいただいております保存等、住居部分の利活用、これについてもソフト部分ということになりますので、併せて内容を計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

併せて、町民等に対する説明会であるとか、ワークショップというのも計画の時期を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 桑原議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） 今後も町民に愛される、積極的に利用される建物になればいいかなと思います。そう期待して、今回の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（眞鍋 博） 5番、桑原勝広議員の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（眞鍋 博） 議会傍聴にご来場いただきました皆様一言お礼を申し上げます。本日は早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただき、心より感謝申し上げます。これからも議員一同、皆様のご期待に応えるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時07分散会
